徳島県木頭村に計画されている細川内ダム等に関する質問主意書

提出者 草川昭

三

## 徳島県木頭村に計画されている細川内ダム等に関する質問主意書

置 画 に 問 平成七年六月二日 は疑問 題お よび 点が多く、 いわゆるダム等事業審議委員会 細細 層 ΪŢ  $\overline{\mathcal{O}}$ 内 事 ダ 実関 Ĺ 建 設計 係 の解明が必要と考える。 画 に関する質問 (以下ダム審議委員会という) に対する当局の基本的な考え方 主意書 また公共事業見直 (質問第六号) を提出 ľ のため したが、 の第三者機 この 関 建 設 0 設

に

つい

以下の質問をする。

者機関 であること、 これら手法につい るにあたって、 政 府は先の答弁書  $\mathcal{O}$ 性格 ③会議の公開と住民参加を保証することなどが必要と考える。 は、 その妥当性を審査する第三者機関 ①事業官庁から完全に独立 て総合的 內 閣 観点から検討中である」 衆質一三二第六号)において、 した組織であること、 の設置を提案していることに関して と述べているが、 五十嵐官房長官が、 ②客観的事 この方針に変更は 第三者機関 実に基 大規模公共事業計 づ 「現在、 な ١ ر  $\mathcal{O}$ 設置 て 1 か。 判 関係 にあ 断 できる場 また第三 画を進め 省庁で たり、

①~③を取り入れる意思があるかどうか、 政府の基本的な考え方を明らかにされたい。

 $\mathcal{O}$ 議 政府は本年九月、 事 録公開、 会議 各省庁の審議会を原則として、 の報道関係者 への公開、 会議の一般公開などが含まれると考えられるがどうか。 公開することを決めた。 原則 公開 の内容には、 会議後 同じ

び され く所管庁 委員になっている審議会名と、 たい。  $\mathcal{O}$ また現れ OBを審議会委員に加えない 在 建設 省、 農 そのO 水省、 との方針 運 輸 の各省における最終役職を明らかにされた 省に 関係する審議 も明らかになったが、 会にお 1 て 〇 いつまでに完全実施 Bが会長をしてい する るも  $\mathcal{O}$ か  $\mathcal{O}$ 7明示 およ

В

基準を示されたい。 1 建設省は、 る。そこで透明性とはいかなることをいうのか。 ダム審議委員会を設置し、 また、 ダム審議委員会はいかなる法律に基づいて設置されたのか、 事業の進め方に関し、 客観性とは具体的に何をいうのか。 一層の 透明性、 客観性の確保を図るとして それぞれ具体的な 明らかにされた

\ <u>`</u>

兀 客観 数を占め、 5 は 既に実施している八か所のダム審議委員会は、 性の観点からは審 住民参加と公開が最低条件と考えられるが、 意 見の 異なる人たちは排除されている。 議委員の選任はダム推進の立場をとる知事が行 透明性、 全国 木頭村長は、 各 客観性 地  $\mathcal{O}$ 同 一の観り 審議委員会は 事業予定地 い、 点から疑義が ダム建設推進のメンバー の地元首長が推薦するメン 般公開 ある。 透明性 され 7 1  $\mathcal{O}$ が 観 な 大多 点か

なお地元首長が推薦する者を選任する考えがない場合、 バ ] を委員のうち半数選ぶべきであると主張しているが当局はどう考えるか、 その理由を具体的に示し答えられたい。 見解を明らかにされたい。

五. 建設省はダム審議委員会の諮問をへて、 委員会の意見を尊重した事業者による判断を行い、 ①事業 の継

続 実施、 2 計 画 .変更して実施、 ③ 中 止  $\mathcal{O}$ 選択肢があるとしている。 L か し 徳 島 県 議会では 河 Ш 課 長 が

審 議委員会は決して白紙を前提とした会議ではございません。例えば基本 計画策定までのひとつ  $\mathcal{O}$ 手 続

きであるというようにお考え願ったらいいのではなかろうかと考えております」(要旨)と答弁していると

いうが事実か。

六 建設省は細川内ダムなど全国十一か所のダムを見直しの対象として選んでいる。 細川内ダムのように事

業計 画 が全く成り立っていない場所と、 徳山ダムのように用地買 収が基本的に終わ り廃村となって、 既に

千三百億円の 事業費を注ぎ込んだ場所の見直しとでは根本的 に条件が異なる。 そこで十一か所の、 1 選定

理 由 2 計 画 進捗 状況、 ③平成七年までに投じら ń た事業費をそれぞれ明らかにされ たい

七 徳島 開か ら高知県にい たる国道一 九五号線は、 木頭村内 の約四キロ メー 1 ル X 間 が未改良区域で、二十

年以上も放置されている。 狭い場所では道路幅が三メートル程度しかなく、ダム水没予定区域という理由

で予算がつかない状態が続 いている。 ところが、過日、 私が細川内ダム問題で、 建設省担当官から説 明 を

聞 V) 、 た 際、 担当官は道路幅が狭いという私の指摘を明確に否定した。 そこで、 改めて `調 査 一を行 ったとこ

ろ、 同 国 道 の木頭村 内区 間 に は、 道路幅 が二・八五メートル、二・九五メートル、三メート ル という箇 所

が 相 変わ らず実在 L て 7 る。 建設 省 担当官が なぜこの ような発言をしたの か 理解に苦し む。 同 区 間 に は 道

幅が狭いところがないとした理由と、その根拠を示されたい。

八 改めて問うが、 国道一九五号線の木頭村内約四キロメート ル区間には、 道路幅が三メート ル程度で一 部

の大型自動車が通行できない箇所があるが、 当 局 はこのような箇所が実際にあると認めるのかどうか。 ま

た最 も狭いところで道路 幅は何 ドメー ŀ ル な  $\mathcal{O}$ か が明らから にされたい。

九 地 域 住民  $\mathcal{O}$ 利便性 のみならず交通安全対策上も 国道一九五号線 0 木 頭村 内約四 丰 口 メ j ルル 区間  $\mathcal{O}$ 改良

は 急務と考えるがどうか。 また、 同 国道 同 区 .間 改良  $\mathcal{O}$ た 8 0 事 業費を平 ·成八年度予算に計上する予定は

あ る  $\overline{\mathcal{O}}$ かどうか。 計上し な Ň 場合は、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 理 由 を 明 5 か にされ た

+ 先の答弁書 **(**内 [閣衆質一三二第六号)に お **(** ) て、 細川 内 ダ ムに係 る昭和四十七年度か ら平成六年度まで

 $\mathcal{O}$ 各年度の予算執行額と、 昭和四十三年度から昭和四十六年度までに執行 した同ダ ム建設 計 画 関 連 調 査費

が 示されたが、このうち食糧費にあてられ た金額は \ \ \ くらか、 年度ごとに明らかにされたい。 また、

費として支出したものがあるとすれば、 何のために使ったものなのか、 支出回数、 支出合計額、 会議

会議 冒的、 開催場所 お よび 出席者をあげ具体的 に明 らかにされ た

+ 来 ダ 5 五. 不適切な支出だとして注意等を受けた事 か 0 Ĺ + 目的 · 億 円 分約四十三億円も含まれていると聞くが事実か。 にされたい。 政 府 に反し、 が は、 無駄になっていることを九十四年 会計: なお、これまでに会計 食糧費や会議費に流用したケースがあるのかどうか、 検 査院 か 5 ダ Ż 河  $\Box$ 実が i 検査院 堰 計 あるの 度決算検 六か から事務費等 所が かどうか、 また、 長年に 査報告で指摘されたといわれ が流用 細川内ダム関係事業費の中 わ さらに食糧費をい たり着工できな についてや、 ある場合は、 7 食糧 ため、 わ ゆ る。 る官 件数および |費や会議  $\mathcal{O}$ ここには、 調 事 査 々接待 務費等 費 など約 費としては 金額 に を、 流 細 を明 用 八 Ш 本 百 内

が に で  $\mathcal{O}$ ある。 あ 洪 いって、 水流 那 口 賀  $\mathcal{O}$ また、 量 ĺЩ 洪 基本高-水流量 に で 対処する他 は 各河 下 水流量 流 (基本: ፲  $\mathcal{O}$ たつい 洪 高 の決定プロ の手段がないかどうかを検証することが重要である。 水 流 水流量) ての決定プロセ 量を低減するため、 しセス、 がどの程度の ダ スがどの程度一 ムに代わる代替手段 細川 合理性、 内ダ ムが 説得性をもってい 貫したものであるか 必要とされてい の選択の 可能性 るの この点は、 るが、 も明 が か、 十分に 細川 想定され 確ではない。 他 内ダ 議 論され 0 ムな てい 河 |||そこ . る必. る t でこ 百 同 年 様

たことがあるのかどうか

も併せて答えられたい。

で、今回のダム審議委員会の対象河川(一ア~ケの河 <u>川</u> の基本高水流量の決定プロセスとダム建設計画

につい ての 議 論を深めるために必要な、 下記の<br />
三ア〜ツについて数字をあげ具体的に答えられたい。 さら

に比 較の ため、 (二)ア キの 河川についても同様に明らかにされたい。

## (一) 対象河川

ア 北海道 沙流川

イ 東北 高瀬川

ウ 関東 渡良瀬川・利根川

工 北陸 黒部川

才 中部 矢作川、揖斐川

力 近畿 足羽川・日野川・九頭竜川

キ 中国 吉井川

ク 四国 那賀川、吉野川

ケ 九州 川辺川・球磨川

(二)

比較のため O河川

ア 北 海道 石狩 崩

1 関東 多摩 顶 那珂

Ϊĺ

ウ 北陸 神通川

工 中部 長良川、 木曽川

力 才 中国 四国 仁淀川 旭川

キ

九州 筑後川

(三)

ア

洪水防御計画における計画規模、

すなわち計画降雨量の確率年。

何年に一 回の降雨を想定したかを示す。

二点以上ある場合はそれぞれについて示す。

1

洪水防御計画における計画基準点

(以下基準点という) がカバーする流域面積。

九

ウ 確率計算の手法それぞれによる計画降雨量計算値とその決定値。

確率計算 算 の手法は岩井・ 角屋法、 石 原 高瀬法、 グンベル法等について、 また計画降 雨 量は基

準点より上流の値を示す。

工 基準点より上流において、これまでに観測された第一位から第十位までの実績降雨量と発生年

月日。

実績降雨量は一~三日間で、 前記ウの計画降雨量と同じ継続時間のものを示す。

才 基準点においてこれまでに観測された第一位から第十位までの洪水時のピーク流量とその時の

水位およびその発生年月日と発生時刻。

力 採用した洪水流出モデルの手法 (貯留関数法、 単位図法等) と採用理 曲。

丰 これまでに観測された各洪水について計画降雨量への引き伸ばしにより、 基準点の洪水流量を

計算した結果。

各洪水についての引き伸ばし率とピーク流量計算値を示す。

ク 基準点の基本高水流量の決定値および決定値のカバー率。

カバー率は基本高水流量の決定値が、 前記キのピー ク流量計算値群の何%をカバ ] しているの

かを示す。

ケ 基準点上流 において洪水調整機能を持つダム (計画上のものを含む) の位置と、 それぞれの洪

水調節容量。

この項は、 沙流川、 黒部川、 揖斐川、 足羽川・日野川、 吉井川、 那賀川、 吉野川、 川辺川・球

磨川について示す。

コ ダムや遊水池、 放水路 の効果 (計画上の ものを含む)を考慮して、これまでに観測された各洪

水について計画 降 雨量  $\sim$ の引き伸ばしにより、 基準 点の 洪水流量を計算した結果。

各洪水に うい てのピーク流量計算値を示す。 ただし、この計算を省略して計画高水流量を定め

た場合はその旨を明記のこと。

サ 基準点の計画 高水流量の決定値と、ダム、遊水池、 放水路各々の効果見込み量 (基準点におけ

る流量低減量)。

シ 基準点において基本高水流量および計画高水流量に対応する水位。

吉野川の場合は第十堰改築前後の水位を示す。

ス 前 記ケの 該当河 川にお いて審議委員会の対象ダムがない場合、 基準点の計画高水流量はどの程

度増加するのか、その高水流量とそれに対応する水位。

審議委員会の対象ダムとは二風谷ダム、 平取ダム、 宇奈月ダム、 徳山ダム、 足羽川ダム、

苫田

ダム、細川内ダム、川辺川ダムを意味する。

流側一キロメートルまでの平均河床勾配)。

セ

基準点における計画上の粗度係数と河床勾配

(上流側一キロメートルまでの平均河床勾配と下

ソ 基準点における計画河床高、左岸および右岸の計画築堤高。

タ 基準点における現平均河床高、左岸および右岸の現築堤高。

チ 基準点における平均河床高の過去三十年間の変遷。

河床高の変遷は五年おきに示す。

ツ 基準点においてこれまでに観測された第一位から第十位までの洪水における審議委員会対象ダ

ムの計画地点での時間別洪水流量。

洪 公水流! 量 の観 測値 が な い場合は、 ダ ム予定地 の上流域における洪水時 の時間 別 降 雨量、 を示す。

本年 は八月か 5 九 月に か けて 那 賀川 に お 7 て近年に な 7 渇 水が あ り、 この ような異常 渇 水 に 対 処する

ため に ŧ, 細 Ш 内ダ ムが必要という意見がある。 L か Ľ 本年 Ò 渇水は八月二十六日から九 月十 九 日 ま での

わず か二十数日間のうちに、工業用水の取水制限率が十%から八十%へと一気に強化されており、 渴水対

策の進め方として不明な点がある。 なぜこのような事態になったのか、 本年の那賀川渇水の構造を解

祈す

次のア〜カについて数字をあげ具体的に明らかにされたい。

ア 本年七月一 日 か ら九月末日に カゝ けての 流量観測地点 **(**和 食、 楠 根、 古庄) における毎 日 の流

量。

るため、

イ 本年 七 月 日 か 5 九 月末 日 に かけての各ダム (小見野 マダ ム、 長安口ダム、 Ш ロダ 5 におけ

る毎日の貯水量、流入量、放流量。

ウ 農業用水と工業用水に対する取水制限の条件と本年の取水制限の経過

工 取 水 制 限における各農業用水と各工業用水のそれぞれ の基準取 水量

オ 本年七月一 日から九月末日にかけての次の農業用水および工業用水におけるそれぞれの毎日の

取水量。

農業用水 (北岸用水、 南岸用水、 加茂谷用水、 十八女用水)

工業用水 (日本製紙、 古庄上流の新王子製紙、 古庄下流の新王子製紙、 阿南工業用水道)

農業用水で取水量を計測していない場合は、 水位等からの推定取水量を示す。

本年七月一日から九月末日にかけての那賀川流域における毎日の降雨量。

力

気象庁および建設省の観測地点について示す。

右質問する。